

# 運行業務・管理業務・運営業務・その他について

業者名: \_\_\_\_\_

※ 以下の「委託業務内容」への対応（御社からの回答）について、「対応可（希望する）」または「対応不可（希望しない）」の該当する欄に○印を記入するとともに、特に記すべきことがあれば、記入して下さい。  
 また、各業務区分に関し、御社の考え方、意見、思い等を各業務区分末尾の空欄内に必ず記載して下さい。  
 なお、この内容以外で、特にPRしたい内容があれば、「その他」の行に記載して下さい。

業務区分	委託業務内容	対応可 (希望する)	対応不可 (希望しない)	その他	具体的な内容 (特記事項)
(1) 運行業務	ア 1日の運行便数は、最低でも3往復便以上とすること。				
	イ 運行ルートは、次のいずれかとすること。		—		
	①「来川」から「由良保育所前」までの間を運行する				
	②「来川」から「由良保育所前」を経由して「洲本BC」まで運行する				
	ウ 運行形態は、次のいずれかの方法によるものとすること。		—		
	①道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の許可に基づく一般旅客自動車運送事業の路線定期運行				
	②道路運送法第79条の届出に基づく自家用有償旅客運送事業の路線定期運行				
	エ 運行期間は、平成24年4月1日から平成27年9月30日までとすること。				
	オ 運転手は、受託者の責任において確保すること。				
	カ 使用する車両は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）で定める次のいずれかを確保することとする。		—		
	①中型自動車（乗車定員11人以上29人以下）				
	②普通自動車（乗車定員10人以下）				
	なお、原則として受託者が車両を確保するものとしますが、洲本市での車両購入を前提とする提案も可とします。				
	キ 受託者の負担により、車両の前後左右に行き先を表示するシール等を貼付すること。				
	ク 1回の乗車にかかる運賃を次の区分ごとに設定すること。		—		
	①「来川」から「由良保育所前」までの間		円	—	
	②「来川」から「由良保育所前」を経由して「洲本BC」までの間（「由良保育所前」から「洲本BC」の間は、途中乗降車禁止）		円		
③「由良保育所」から「洲本BC」までの間（ただし、「洲本BC」まで運行する場合）		円			
なお、小児運賃は、大人運賃の半額とし、10円未満の端数は、10円単位に切り上げることとします。		—			
また、運賃は、受託者の収入とします。		—			
ケ その他の業務は、次の通りとする。					
①運行ダイヤの決定					
②停留所の設置に係る業務					
③車両内の表示に係る業務					
④関係機関との協議					
(御社の考え方、意見、思い等)					
(2) 管理業務	ア 委託業務に関する責任者を置くこと。				
	イ 連絡体制を整備し、緊急時及び平常時の連絡、情報伝達が円滑に対応できるようにすること。				
	ウ 道路運送法第23条に規定する運行管理者を選任すること。				
	エ 道路運送車両法第50条に規定する整備管理者を選任すること。				
	オ 停留所の管理を徹底し、破損等があった場合、速やかに対応するとともに、委託者へ報告すること。				
	カ 運賃収入及び利用者数の状況について、日々日報を作成し、各四半期終了後の翌月10日までに報告すること。				
キ 防犯、防災に関する情報を入手した場合や緊急事態が発生した場合は、速やかに対応し、委託者との連携を図ること。 (御社の考え方、意見、思い等)					
(3) 運営業務	ア 運行ルートやダイヤの他、受託事業に係る問い合わせには、誠意をもって対応すること。				
	イ 洲本市コミュニティバス等の利用促進を図るために、委託者や地域住民と協議しながら、創意工夫に努めること。				
	ウ 運転手の研修を定期的実施し、サービスの向上に努め、利用促進を図ること。				
	エ 他の交通機関のダイヤ変更等に常に気を配り、その変更に合わせて乗継調整等を行うこと。				
	オ 道路事情の変化に常に気を配り、路線変更を余儀なくされたときには、適正に対応できるようにすること。				
	カ 不測の事態により、第三者に対し損害を与えたときには、適正に対応できるようにすること。				
キ その他、コミュニティバス等の運行にあたって起こるであろう諸問題に対し、解決できるようにすること。 (御社の考え方、意見、思い等)					
その他					